

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第26号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

第18条第1項第3号中「第7条第5項第4号イからトまで」を「第7条第5項第4号イからチまで」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

様式第9号中「第7条第5項第4号イからトまで」を「第7条第5項第4号イからチまで」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。